

## 公共施設最適化基本計画及び公共施設個別施設計画の改定について

本市では、これまで公共施設の複合化や集約化など、公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、施設の最適化に向けた取組を推進してきました。

基本計画は、令和7年3月時点で計画の策定から10年が経過し、計画見直しの時期を迎えます。公共施設等を取り巻く環境の変化や第11次厚木市総合計画で示される新たなまちづくりの方向性との整合を図りつつ、最適化の取組を推進していくために、基本計画及びその実行計画である公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）を改定します。

### 1 公共施設最適化基本計画について

基本計画は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日付け総財務第74号総務大臣通知）」による公共施設等総合管理計画の策定要請の内容を踏まえた計画です。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、建築物やインフラ施設等の種別ごとの今後の方向性を定める計画として、平成27年3月に策定、令和4年2月に改定を行いました。

#### 公共施設最適化基本計画の計画期間（計画抜粋）

##### 2 計画期間

本計画の計画期間は、平成27（2015）年度から令和36（2054）年度までの40年とします。また、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、おおむね10年ごとに計画の見直しを行います。

なお、本計画に基づく公共施設の適正配置及び長寿命化に係る実施計画については、おおむね5年ごとに見直しを行います。

**計画期間：平成27年（2015）度から令和36（2054）年度までの40年**

※本計画はおおむね10年ごと、実施計画はおおむね5年ごとに見直し

### 2 公共施設個別施設計画

公共施設最適化基本計画の策定後、令和元年度に国は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定を地方公共団体に要請しています。この要請に基づき、本市では、基本計画に基づく適正配置を推進するため、個別施設ごとの今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める実行計画として、令和4年2月に個別施設計画を策定しました。

### 3 第11次厚木市総合計画

本市では、令和3年度から12年間を計画期間とする、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めています。この間、市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化しています。また、本市においては、広域連携の強化による広域的な視点を踏まえたまちづくり、スポーツ・文化芸術・歴史の聖地づくりというまちづくりの新たな局面への対応が求められています。

そこで、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、令和8年度を始期とする新たな総合計画の策定を進めています。

### 4 基本計画及び個別施設計画の改定

#### (1) 計画改定に当たっての課題

まちづくりの新たな局面への対応策を適切に反映するため、次の課題等を踏まえた計画の見直しを行う必要があります。

#### ア 公共施設を取り巻く環境の変化

公共施設の老朽化の進行や建設コストの上昇など、公共施設を取り巻く環境の変化を踏まえた、計画の改定を行う必要があります。

#### イ 新たな施設整備等の事業

スポーツの聖地づくり、本厚木駅北口再開発、本庁舎敷地跡地活用など、本市が新たに取り組む施設整備等に関する事業を踏まえた、計画の改定を行う必要があります。

#### ウ 現行計画で対象外となっている施設の取扱

環境施設や公園施設など、現行計画では対象外となっている施設類型の方向性についても、計画に位置付ける必要があります。

#### (2) 主な検討事項

計画の改定に当たっては、次の主な事項について検討を行います。

#### ア 財政見直し及び公共施設最適化に関する目標設定

#### イ 維持管理を中心とした管理に関する方針（取組の方向性／モデル事業検討）

#### ウ 実効性のあるPDCAサイクルの効果検証の仕組み等（施設評価等）

#### エ 施設の見える化（施設カルテの再整備等）

### (3) スケジュール

計画の改定に当たっては、次のスケジュールを想定しています。

	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	
庁内	庁内検討組織での検討・情報共有		計画の改定
附属機関	公共施設最適化検討委員会での検討		
市民参加 手続		・意見交換会 ・パブリックコメント 等	
業務委託	基本計画等改定業務委託		